

公 示

| | | |
|--|-----|---|
| 令和5年度臨時動力車操縦者試験(限定)の施行について | ・・・ | 2 |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分事案 | ・・・ | 5 |

公 示

令和5年度臨時動力車操縦者試験（限定）の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号。以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和5年度臨時動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和5年9月25日

関東運輸局長
勝山 潔



記

1. 試験を行う運転免許の種類

(1) 身体検査、適性検査及び筆記試験

甲種電気車運転免許

(2) 技能試験

甲種電気車運転免許

2. 試験施行の期日

(1) 身体検査

省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。

なお、次の筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。

(2) 筆記試験

令和5年12月1日（金）

9時45分から

(3) 適性検査

令和5年12月1日（金）

12時35分から

(4) 技能試験

技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対して行い、期日については、受験者が所属する事業者を通じて通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、受験者が所属する事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にとっては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許の申請

(1) 申請書類

ア. 省令第5条第3項に定める第1号の2様式による申請書1通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にとっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）1通

ウ. 申請前6か月以内に撮影した申請者の写真2枚

（注）写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類の受付期間

令和5年10月2日（月）～令和5年11月1日（水）

月～金（祝祭日を除く）9：30～18：15

(3) 申請書類の提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階

電話番号 045-211-7240

6. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格基準は、クレペリン検査を曲線類型 a、a'、a'~a'f、a'f、a'f~Fa、b、b'、b'f のいずれかであることとし、反応速度検査（機敏性検査）については正答数の評点3以上且つ誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を5問題100点満点とし60点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて5問題100点満点とし60点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

7. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類別の技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

8. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、納付すること。

ただし、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

9. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して連絡することにより行う。

10. 試験に関する問い合わせ先

関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝祭日を除く） 9：30～18：15

公 示

◎一般乗合旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和5年9月26日 関東運輸局長 勝 山 潔
記

事案番号 23D01

1. 事業者の氏名及び住所
有限会社 松尾タクシー
千葉県山武市松尾町本柏2793-6
2. 予定される処分内容
道路運送法第4条第1項等の規定違反による同法第40条に基づく
事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分
3. 聴聞の期日
令和5年10月25日(水) 13時30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。